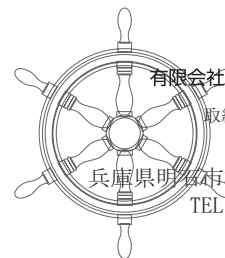


ご呈示いただいた図面に基づいて基礎・構造・耐久性・断熱等に関してチェックしています。”備考”欄は、根拠となる法律やマニュアルの対応ページを記載しています。

ご不明な点はお問い合わせください。

このページでは、頂いた図面をもとに、耐震性、耐久性、断熱性の3つの要素を品確法の性能表示の指標に基づいて評価しています。



一級建築士事務所

有限会社 ADS計画研究所

取締役社長 堀 清孝

〒673-0882

兵庫県明石市相生町1丁目2-9

TEL・FAX 078-911-1703

評価シートについて

建築確認の審査内容

サイトのコラムCABIN「建築確認は何を見ているのか」や、マニュアル2-D1でも説明しているように、建築確認を提出したからと行って、その建物の耐震性や耐久性、あるいは断熱性といったものは、審査されていません。

その理由は建築基準法のなかで、建築士が設計したものは建築確認で審査免除するという条文があるからです。

耐震性

また、極めて一部の行政や3階建てでは、構造関係の審査をしていますが、それは、最低限の基準である建築基準法をクリアしているかどうかをチェックしているに過ぎません。

しかし、マニュアル第1章「住まいの性能」などでも説明しているように、建物の耐震性には幅があります。ここでは、品確法の性能表示制度の基準に基づいて、あなたの建物がどの程度の耐震性を有しているのかを評価しています。

耐久性

これも建築確認の審査対象外のため、性能表示の劣化の低減（耐久性の指針）をベースに、建物の評価をしています。

断熱性

建築基準法では、断熱についての基準は一切ありません。断熱材を建物に設けなくても違法ではなく、あくまでも建築主や売り主、ハウスメーカーの任意事項です。このため、ここでも性能評価制度の断熱性の等級をベースに評価しています。

以上、この評価シートは建築確認では評価されない建物の主要な性能を性能評価制度の指針に基づいて評価し、その結果をお伝えしています。

また、仮に評価の等級が低くても、断熱性以外はあまり多くの費用を追加しなくても達成可能なものばかりですから、評価が低いと感じた場合は、建物の性能アップも検討してみてください。

ご注意-1

品確法の耐震性の評価の中には、基礎構造や梁の太さ、床や屋根のねじれ強さなど耐力壁以外の部分も評価対象となり、それらを総合して耐震性の評価を行っていますが、ここでは、耐力壁の量についてのみ耐震等級を評価しています。

ご注意-2

品確法の断熱性の評価の中には、日射遮蔽等、断熱材の厚み以外も評価の対象となっていますが、ここでは、主として断熱材の厚みを中心に評価していません。

なぜ評価シートが必要なのかを説明しています。

工事中のチェックについて

上記で述べているように、建築確認で審査されない、ということは現場検査があってもチェックされているわけではなく、結局、建築会社の自主チェックにゆだねられています。

また、いくら評価が良くても、現場がその通り施工されていなければ絵に描いた餅と同じです。

そのため、マニュアルを参照しながら、各工事工程を確認していきましょう。

評価シート、マニュアルの取り扱い

建築会社との打ち合わせや施工チェックのために、評価シートやマニュアルを建築会社に提示したり、手交することは差し支えありませんが、ダウンロードされたマニュアルのデータファイルは建築会社には提示しないでください。

むしろ、積極的にマニュアルを建築会社に提示して、双方でチェックしていくのも有効な方法です。

基本データ

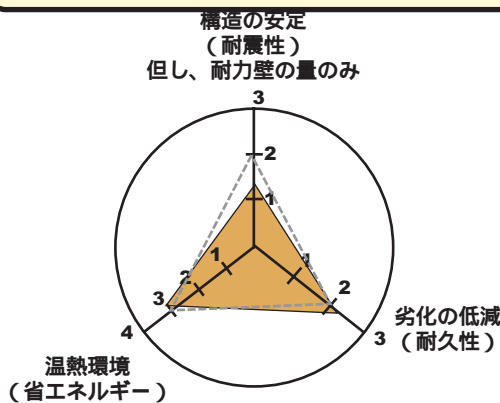
- ・ 建築場所：東京都北区
- ・ 建築会社：日本不動産
- ・ 公庫、財形など公的融資の利用・・・・・・・・・・ 有り（フラット3）
- ・ 住宅保証機構・J I Oなどの利用・・・・・・・・・・ 有り（住宅保証機構）

契約要件

耐震性、耐久性、断熱性など、後では変えられない要素を、性能表示制度の評価方法で、客観的に評価しています。

総合評価

下の三角形は、建物の総合評価です。



構造の安定（耐震性）

- 1** ・ ・ 建築基準法レベル
- 2** ・ ・ 建築基準法の1.25倍の耐震性
- 3** ・ ・ 建築基準法の1.5倍の耐震性

劣化の低減（耐久性）

- 1** ・ ・ 建築基準法レベル
- 2** ・ ・ 2世代もつ建物
- 3** ・ ・ 3世代持つ建物

温熱環境（断熱性能）

- 1** ・ ・ 規定無し（建築基準法）
- 2** ・ ・ 旧省エネルギー仕様（公庫・最低断熱基準）
- 3** ・ ・ 新省エネルギー仕様（公庫・省エネルギー基準）
- 4** ・ ・ 次世代省エネルギー仕様

総合評価	耐震性は、等級1。 耐久性は、等級2。 断熱性は、等級3です。	<p>ご注意 赤字で書かれた確認事項は、建物の性能に大きな影響を持つものばかりです。必ず、建築会社に確認を行い、また、その結果を当方にもお知らせください。</p>
確認事項	1. 地盤調査書 2. 基礎伏図	
推奨事項	1階の耐震性が低いですね。少し耐震性を上げられることをお勧めします。詳しくは、評価シートC-8に記載しています。	

不明点や改善された方がよい事項があれば、お知らせしています。
注：ほとんどコストはかかりません。

サポートサービスの平均像と比較して、改善された方がよい事項があれば推奨事項として提案しています。

評価シートの見方

仕様のレベルを× の三段階で表示しています。
× ・ ・ 現状では不可を表します
・ ・ 標準的仕様です
・ ・ 極めて優良な仕様です。

法令 法令不適合部分、あるいは図面記載されていないため、法令上必要ですが不明な部分です。建築会社に必ずご確認ください

推奨 法令厳守事項ではありませんが、あれば望ましい仕様です。仕様変更の予算を確認の上、追加するかどうかをご検討ください。

確認 図面、仕様で不明な部分です。法令や推奨事項ではありませんが、確認をされた方がよい内容を記載しています

地盤関係

ここは、地盤調査書と基礎伏図などをもとに、適切な基礎選定がされているかどうかをチェックしています。

C-3

地盤調査書から、地盤補強の有無、基礎構造を評価しています。

基礎構造の適否

地盤調査	法令	地盤調査書が無いため、コメントを省略します。地盤調査書があればお送りください。	建築基準法 マニュアル 2-1 ~ 2-6 告示 1113 号
基礎構造の 適否	法令	同上	建築基準法 マニュアル 2-6 ~ 2-7 告示 1347 号
深基礎、よ う壁直近の 地盤補強等		図面では敷地高低差の部分は、深基礎対応しているようです。 詳しくは、基礎伏図をお送りください。	マニュアル 2-8

このページでは、基礎がキチンと設計されているか、地盤は安全か等
をチェックしています。

基礎構造

ここは、基礎伏図などをもとに、基礎の配筋やアンカーボルトなどが適切に配置されているかどうかをチェックしています。

基礎、配筋、アンカーボルト、コンクリート

配筋状況		底盤配筋：D10の鉄筋が、格子状に200mm間隔で入る標準的配筋です。 立上配筋：D13の鉄筋が上下に入る標準的配筋です。	建築学会 マニュアル 2-C5 ~ 7
アンカーボ ルトの位置	確認	図面記載されていません。土台の端部、土台継ぎ手、直線距離の2.7m以下ごとに必要です。 また、基礎伏図もお送りください。	建築学会 マニュアル 2-C8
ホールダウ ン用ボルト	法令	ホールダウンその他、耐震金物が図示されていません。費用かシートC-8のように、一部ホールダウン 金物も必要です。基礎伏図をお送りください。	建築基準法 マニュアル 2-C8 告示 1460 号
耐力壁直下 の基礎	確認	基礎伏図が無いため、コメントを省略します。	
コンクリー ト強度 養生期間	確認	コンクリート強度：現在の気候であれば、21N/mm ² 以上のコンクリート強度が望ましいです。 養生期間：コンクリート打設後、中1.5日以上型枠残置が必要です。	建築学会 マニュアル 2-C3.4 告示 110 号

図示されていない確認が必要な大
事な事柄は、赤字で書いてお返し
します。

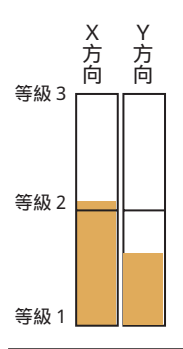
耐震性レベル

このページでは、平面図や壁量計算書などをもとに、現在の耐物の耐震性がどの程度のランクかを品確法の耐震等級の指標に添って評価しています。

C-4

耐震性のレベルは、建築基準法をクリアして程度のものから、品確法、耐震等級3まで幅広いレベルがあります。ここでは、品確法の耐震等級のうち、耐力壁の量についての評価と、法規に明記されている耐力壁のバランス、柱の接合金物についての評価に絞って行っています。

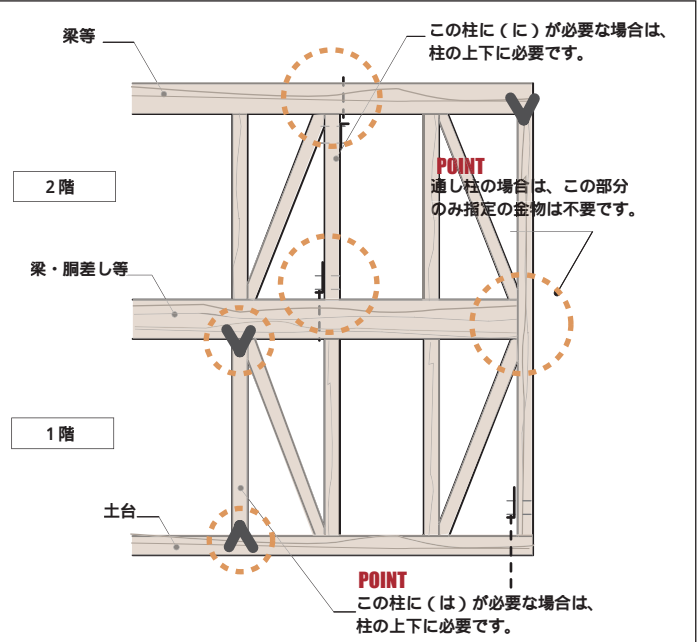
耐震性レベルおよび確認事項 (詳しくは末尾の耐震チェックシートをご覧ください)

<p>耐震レベル</p> 	<p>1階Y方向の耐震性が少し低いです。2階の床が剛床のため、下表の位置になります。耐震性を上げる場合は、評価シートC-8を参照してください。大きな費用はかかりません。</p> <table border="1" data-bbox="510 627 1356 851"> <thead> <tr> <th>耐震性の目安</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法をクリアした</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>建築基準法をクリアし、2階の床が剛床である</td> <td>110点</td> </tr> <tr> <td>品確法の耐震性 - 等級2をクリアした</td> <td>120点</td> </tr> <tr> <td>品確法の耐震性 - 等級2をクリアし、2階の床が剛床である</td> <td>130点</td> </tr> <tr> <td>日確法の耐震性 - 等級3をクリアした</td> <td>140点</td> </tr> <tr> <td>日確法の耐震性 - 等級3をクリアし、2階の床が剛床である</td> <td>150点</td> </tr> </tbody> </table> <p>この表の点数は、当サイトが独自で付けているもので、世間で広く採用しているものではありません。一つの目安として見てください。</p>	耐震性の目安	点数	建築基準法をクリアした	100点	建築基準法をクリアし、2階の床が剛床である	110点	品確法の耐震性 - 等級2をクリアした	120点	品確法の耐震性 - 等級2をクリアし、2階の床が剛床である	130点	日確法の耐震性 - 等級3をクリアした	140点	日確法の耐震性 - 等級3をクリアし、2階の床が剛床である	150点	<p>建築基準法 マニュアル 3-2 ~ 5 11 ~ 13</p>
耐震性の目安	点数															
建築基準法をクリアした	100点															
建築基準法をクリアし、2階の床が剛床である	110点															
品確法の耐震性 - 等級2をクリアした	120点															
品確法の耐震性 - 等級2をクリアし、2階の床が剛床である	130点															
日確法の耐震性 - 等級3をクリアした	140点															
日確法の耐震性 - 等級3をクリアし、2階の床が剛床である	150点															
<p>耐力壁のバランス</p>	<p>問題ありません。</p>	<p>建築基準法 マニュアル 3-3 告示 1352号</p>														
<p>柱の接合金物</p>	<p>図示されています。図示された金物で</p>	<p>建築基準法 マニュアル 3-C4.5 告示 1460号</p>														

このページでは、建物の耐震性をチェックし、今までのサポートサービスの平均像よりも明らかに低い場合は、耐震性のアップなどを提案しています。

柱の接合金物はその柱の上下に必要です

筋交いや構造用合板といった耐力壁のチェックと同様に、掘るダウン金物など、柱の接合金物のチェックは同じように重要です。この金物が正しく設けられていないと、筋交いなどの耐力壁がいくら設けられていても、建物は浮き上がってしまいます。右図のように柱の上下には同じ金物が必要で、例外は通し柱の1階の上と2階の下だけです。



耐久性レベル

このページでは、仕様書や矩計図などをもとに、現在の耐物の耐久性がどの程度のランクかを品確法の劣化の低減の指標に添って評価しています。

C-5

ここでは、品確法の劣化の低減の評価基準に基づいて、いただいた資料、図面からわかる範囲で評価しています。なお、建物を等級2.3といったランクにするかどうかは建築主の任意事項です。強制法規ではありませんのでご注意ください。

品確法にもとづく耐久性チェックシート（ が図面等に記載されている内容です。施工時にご確認ください。）

基礎の高さ	基準法の300mm、建築基準法規定。 地盤から400mm以上の基礎		等級2 適合	建築基準法 マニュアル 1-B2	
床下防湿	布基礎	べた基礎	等級2 適合	建築基準法 マニュアル 1-B2	
	基準法の300mm、建築基準法規定。 地盤から400mm以上の基礎				厚み60mm以上のコンクリート
地盤の防蟻	下記のいずれか コンクリートを打設したもの 土壌処理	べた基礎のままでよい		等級2 適合	建築基準法 マニュアル 1-B2
床下換気	基礎パッキン工法です。 床下換気口方式です。		等級2 適合	建築基準法 マニュアル 1-B3	
土台の 防腐、防蟻	外壁の下端に水切りを設ける。 かつ、下記のいずれか 土台に加圧注入や塗布による防腐、防蟻措置をする 特定耐久性樹種を使用する。(・・・)		等級2 適合	建築基準法 マニュアル 1-B4	
小屋裏換気	設けられていない 下記の基準の小屋裏換気を設ける。ただし、屋根断熱の場合は適用しない。		等級2 適合	建築基準法 マニュアル 1-B5	
軸組の防腐	等級2	等級3	等級2 適合	建築基準法 マニュアル 1-B6.7	
	下記のいずれか 外壁通気工法とする。 地盤から1mまでの軸組は下記のいずれか。 柱は下記のいずれか 薬剤処理 耐久性樹種の使用 120mm角の柱の使用 柱以外は下記のいずれか 薬剤処理 耐久性樹種の使用 合板 薬剤処理が必要				下記のいずれか 外壁の軸組はK3相当の防腐、防蟻措置 外壁通気工法とし、かつ地盤から1mまでの軸組は下記のいずれか。 柱は下記のいずれか 薬剤処理 耐久性樹種の使用 + 120mm角 135mm角の柱の使用 特定耐久性樹種の使用 柱以外は下記のいずれか 薬剤処理 特定耐久性樹種の使用 合板 構造用合板を使用し、薬剤処
耐久性レベル	等級2をクリアしています。 なお、地盤から1m以下の外壁軸組を防腐処理すれば、等級3になります。				

いただいた図面で該当している物は 印です。

確認事項

不明点はありません。

このページでは、建物の耐久性を
チェックしています。
図面で不明な場合は、確認をして
頂く必要もあります。

断熱性レベル

このページでは、仕様書や矩計図などをもとに、現在の耐物の断熱性能が同程度のランクかを品確法の断熱等級の指標に添って評価しています。

C-6

現在の断熱レベルを評価しています。これも強制事項ではありません。建築主の任意選択事項です。

(地域)

評価	断熱性能：省エネルギー仕様をクリアしています。
	サッシ：一般サッシ+ペアガラス
	気密防湿：不要です。

このページでは、建物の断熱性をチェックしています。今の建物がどの程度の断熱レベルなのかを知ることが出来ます。

現在の断熱材の厚みを書いています

木造・軸組工法

2 旧省エネ基準

部位	断熱材の種類	A2	B	C	D	E	E
屋根又は天井		40	40	35	30	25	20
壁	大壁	30	30	25	25	20	15
床	外気に接する床	30	30	25	25	20	15
	その他の床	25	25	20	20	15	15

現在の断熱材の厚みと種類							
部位	断熱材の種類	A2	B	C	D	E	F
屋根	屋根						
	天井	100					
壁		75					
床	外気に接する床						
	その他の床			40			
基礎	基礎断熱						

性能表示制度での断熱材の厚みを書いています

3 省エネルギー仕様

部位	断熱材の種類	気密住宅						非気密住宅					
		A2	B	C	D	E	E	A2	B	C	D	E	E
屋根又は天井		60	55	50	45	35	30	90	85	75	65	55	40
壁		40	40	35	30	25	20	60	55	50	45	35	30
床	外気に接する床	50	45	40	35	30	25	80	75	65	55	45	40
	その他の床	25	25	20	20	15	15	45	45	40	35	30	20

断熱材の種類は 1-C4 ページまたは、下段を参照

・該当する断熱性能の断熱材厚みを示しています

表の見方

- 上の現在の断熱材の種類と厚みの表は、貴邸で図示されている断熱材の種類と厚みを記載しています。
- 左の印は、3つの断熱性能の該当する箇所です。
(1)の断熱材の厚みが左の数値より厚みが上回っておれば、その断熱等級をクリアしていることとなります。

表の見方 - 2

- A2 ~ E は、断熱材の種類を表しています。その種類は左下の表です。ただし、グラスウールやスタイロフォームといった製品には、3段階の断熱性能の違う製品がありますので注意しましょう。
- 下の抜粋表のように、壁で A2 のグラスウール 10K の商品で厚み 60mm の場合も、F の商品で厚み 30mm の場合も断熱性能は同じです。

4 次世代省エネルギー仕様

部位	断熱材の種類	充填工法						外断熱工法					
		A2	B	C	D	E	E	A2	B	C	D	E	E
屋根又は天井	屋根	230	210	185	160	130	105	200	180	160	140	115	90
	天井	200	180	160	140	115	90	-	-	-	-	-	-
壁		110	100	90	75	65	50	85	80	70	60	50	40
床	外気に接する床	165	150	135	115	95	75	125	115	100	85	70	55
	その他の床	110	100	90	75	65	50	-	-	-	-	-	-

断熱材の種類

A2	住宅用グラスウール10K相当、吹込みロックウール25K、A級インシュレーションボード
B	住宅用グラスウール16K相当、ビーズ法ポリスチレンフォーム4号、ポリエチレンフォームB種、タミボード
C	住宅用グラスウール24K、32K相当、高性能グラスウール16K、24K相当、吹込み用グラスウール30K、35K相当 住宅用ロックウール(マット、フェルト、ボード)、ビーズ法ポリスチレンフォーム1.2.3号 押出法ポリスチレンフォーム1種、ポリエチレンフォーム4種 吹込み用セルロースファイバー25K、吹込み用セルロースファイバー45K、55K(接着剤併用) フェノールフォーム保温板2種1号
D	ビーズ法ポリスチレンフォーム特号、押出法ポリスチレンフォーム2種、フェノールフォーム保温板1種1号2号、2種2号
E	押出法ポリスチレンフォーム3種、硬質ウレタンフォーム、吹付硬質ウレタンフォーム(現場発泡品)
F	高性能フェノールフォーム保温板

3 省エネルギー仕様(断熱等級3)

部位	断熱材の種類	気密住宅					
		A2	B	C	D	E	F
壁		60	55	50	45	35	30

断熱材は種類と厚みは違っても性能は同等。

グラスウール、スタイロフォームなどの製品には3つの性能がある

(財)住宅保証機構・性能保証制度利用者の建物(が図面等に記載されている内容です。施工時にご確認ください。)

バルコニー 防水工事	確認	<p>バルコニーの勾配は 1/50 以上であること。 FRP防水の場合は、2層とすること。 排水ドレン廻りは防水補強を行うこと バルコニーとサッシの段差は 120mm 以上、外壁や手すり壁には 250mm 以上の防水層を立ち上げること</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>(財)住宅保証機構の保証のための仕様規定です。 施工時にご確認ください。</p> </div>
外壁 サイディング		サイディングなどの乾式外壁の場合は、外壁通気工法とすること。

その他

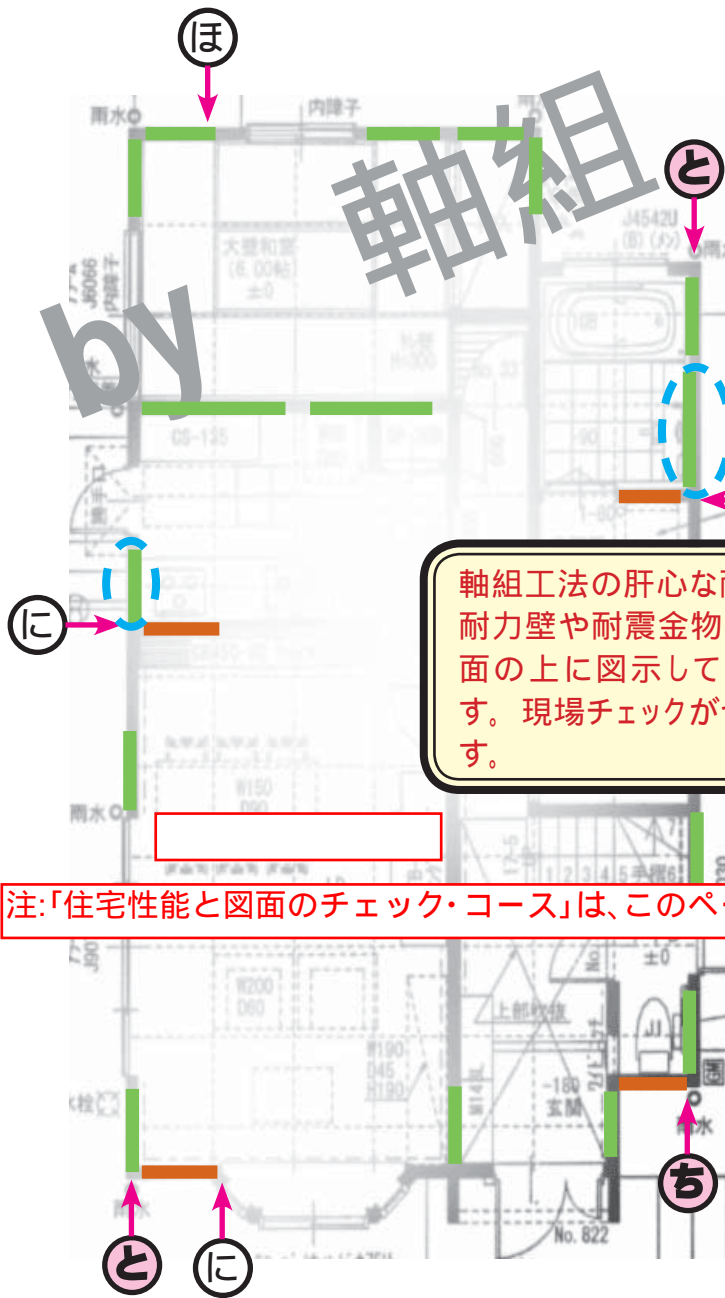
住宅保証機構を受けられる場合の
工事上の注意点や、図面が不明確
で確認をされた方がよいようなこと
を記載しています。

1階の耐力壁と耐震金物

耐力壁と耐震金物は耐震性でもっとも重要な要素です。施工時にご確認ください。

- . . . 片筋交い
- . . . たすき掛け筋交い
- ⇔ . . . 片筋交いをたすき掛け筋交いに変更することで耐震等級2をクリアできます。

- | 一般金物 | ホールダウン系金物 |
|-------------------------|---------------|
| は . . . かど金物 (CP-T, VP) | と . . . HD-15 |
| に . . . 羽子板ボルト | ち . . . HD-20 |
| ほ . . . 羽子板ボルト | り . . . HD-25 |
| へ . . . HD-10 | ぬ . . . HD-30 |



軸組工法の肝心の耐震性を決める耐力壁や耐震金物をいただいた図面の上に図示してお返ししています。現場チェックがやりやすくなります。

注:「住宅性能と図面のチェック・コース」は、このページはありません。

工程順チェックポイント

C-10

工事は、概ね次のような工程で進んでいきますので、マニュアルでチェックポイントを参照しながらチェックしてください。

主要工程	マニュアルのページ	チェックポイント名		
地盤補強工事	2-C1.2		柱状改良杭	
基礎工事				
約1週間程度で基礎は完成	・捨てコン、砕石、防湿シート	2-C3.4.10	CHECK-1 2 12	コンクリート強度 養生期間 防湿シート
	・基礎配筋（鉄筋の組み立て）	2-C5.6	CHECK-3 ~ 9	配筋のチェック
	底版コンクリート打設			
	・立ち上がり型枠、アンカーボルト等	2-C7.8	CHECK-10	かぶり厚、アンカーボルト
	立ち上がりコンクリート打設			
・基礎完成			アンカーボルト	
軸組工事				
土台敷き込み上棟から、屋根工事までは数日です	・土台敷き込みから この工事は2		4 5 6	土台とアンカーボルト 基礎パッキン 土台交いと筋交いプレート 外壁合板のチェック 柱の接合金物 床剛性のチェック
	・屋根工事	4-2 ~ 5	CHECK-1 ~ 4	屋根防水
	外壁工事	注：内部工事は、外壁工事と重なりながら進んでいきます		
約1週間程度で外壁は完成	・サッシ取り付けの後	3-C8	CHECK-7	防腐処理
	・外壁防水シート	4-7 ~ 10	CHECK-1 ~ 4	外壁防水シート
	・ラス下地や通気胴縁	4-11 ~ 13	CHECK-1 ~ 3	外壁通気胴縁
	・モルタルやサイディング取り付け			
内部工事				
約1週間程度で内部は完成	・壁、天井断熱材	4-14 ~ 17	CHECK-1 ~ 2	断熱材の施工
	・下地工事			
	・内部石膏ボード張り、造作工事			
	・造作工事			
	・仕上げ工事			
完成				

工程の流れと、主要なチェックポイントを記載しています。なお、具体的なチェックポイントはマニュアルに書いています。

邸・住まいの耐震チェックシート

このチェックシートは、建物の面積から、品確法の耐震等級の計算方法に準じて、それぞれの耐震等級に必要な壁量を求め、現在の住まいの耐震等級を判定しています。

ご注意

- この表は、軸組工法、2×4工法の2階建てまでの建物が対象です。
- 風圧力に対する必要壁量の算定は行っていません。
- 壁量の単位はcmです
- 耐力壁の中に準耐力壁は加味していません。

建物概要

屋根の種類	0	瓦屋根は半角数字の1を記入、瓦以外の屋根は半角数字の0を記入			
2階	2階床面積	55.47 (m2)	2階		
	小屋裏収納又はロフト面積	0 (m2)		建築基準法・壁量用床面積	55.47 (m2)
	2階の吹き抜け面積	0 (m2)		品確法・性能表示用床面積	55.47 (m2)
1階	1階床面積	68.54 (m2)	1階		
	2階の持ち出しバルコニー面積	2.48 (m2)		建築基準法・壁量用床面積	68.54 (m2)
	1階のオーバーハングの面積	0 (m2)		品確法・性能表示用床面積	69.532 (m2)

建築基準法の必要壁量の計算

階数	地震に対する必要壁量		
	X方向、Y方向共通		
	床面積 (m2)	地震係数	値(1)
2階	55.47	15	833
1階	68.54	29	1,988

小屋裏収納、ロフトの取り扱い
2階の床面積の1/8を越える小屋裏収納やロフトは、2階の床面積に含めて壁量計算をする必要があります。(告示第1351号)なお、品確法の場合は、すべて含めます。

軸組工法、2×4工法では、すべての建物の耐震性を、性能表示の耐震等級の方法でチェックしています。

品確法の耐震等級のための必要壁量の計算

耐震等級	階	地震係数	地震用床面積	上下階の係数				必要壁量
				S2	Rf	K1	Z	
耐震等級 - 2	2階	18	55.47	0.8	1.39	1.0	1,389	
	1階	45	69.532	0.8	0.88	1.0	2,754	
耐震等級 - 3	2階	22	55.47	0.8	1.39	1.0	1,697	
	1階	54	69.532	0.8	0.88	1.0	3,305	

それぞれの等級に必要な壁量(耐力壁の量)の数値です(単位 cm)

耐震等級	階	必要壁量	判定	
			X方向	Y方向
等級 - 1 (建築基準法同等)	2階	833	OK	OK
	1階	1,988	OK	OK
等級 - 2 (基準法の1.25倍の耐震性)	2階	1,389	OK	不足
	1階	2,754	OK	不足
等級 - 3 (基準法の1.5倍の耐震性)	2階	1,697	不足	不足
	1階	3,305	不足	不足

設計壁量

(設計者から聞いて記入してください)

	X方向	Y方向
2階	1513	1123
1階	2830	210

設計壁量は記載しなくてもかまいませんが、右の判定部分は不足と表示されます。設計壁量がわかった時点で記入してください。

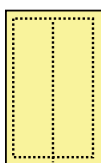
判定では、設計壁量に数値を入力すると、自動的に必要壁量と設計壁量を比較し、不足していれば"不足"と表示されます。

今までのサポートサービスの平均像は、準耐力壁(*1)などを含めると、軸組工法では等級2前後、2×4工法では等級3程度の耐震性を有しています

(*1)準耐力壁とは下図のように、石膏ボードなどで、縦列だけに釘(ビス)を打ち、強度は耐力壁の6割程度に落ちますが、耐力壁の一種として計算にいれてもよい壁です。

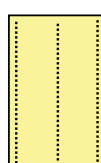
現在設計されている耐震性が、どの程度の性能なのかをすぐに知ることが出来ます。

耐力壁



合板、石膏ボードの耐力壁は、4周全てに釘(ビス)を打つ必要があります。

準耐力壁



準耐力壁は、合板や石膏ボードの縦列だけに釘(ビス)を打ったもので、建築基準法では認めておらず、性能表示を申請する場合だけ使用できる耐力壁の一種です。